

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が保有する個人情報の開示等の手  
続に関する規程

平成 19 年 7 月 6 日

選挙管理委員会告示第 9 号

改正 令和 5 年 3 月 28 日 選挙管理委員会告示第 1 号

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が保有する個人情報の開示等の手続については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）及び茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の例による。

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（選挙管理委員会告示第 1 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。